

発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン

平成24年6月
林 野 庁

(最終改正 令和8年4月)

1 趣旨

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件（平成29年経済産業省告示第35号）第6条において、再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格等が定められ、木質バイオマスについても、「森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）」（以下「間伐材等由来の木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、「木質バイオマス」（以下「一般木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、「建設資材廃棄物」を電気に変換する設備について、それぞれの区分ごとに調達価格等が定められているところである。

これらの区分の下では、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスについて適切な識別・証明が行われなければ、調達価格等が適正に適用されない事態も懸念される。また、木質バイオマスについては、間伐材等から大量に発生する一方で、既に相当部分が製材、合板、木質ボード、製紙等の用に供されていることから、このような既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮していく必要がある。

本ガイドラインは、これらを踏まえ、再エネ特措法に基づくFIT・FIP制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、発電の燃料としての間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマスが、円滑に、かつ、秩序をもって供給されるよう、これらの供給者が、間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマスであることの証明に当たって留意すべき事項等を取りまとめたものである。

また、発電事業者によるライフサイクルGHGの算定に必要な情報が適切に収集・管理・伝達されるよう、国内で発生する木質バイオマス（建設資材廃棄物を除く。以下「国内木質バイオマス」という。）の供給に関わる事業者

が取り組むべき事項についても併せて定めるものとする。

2 定義

本ガイドラインにおける間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及び建設資材廃棄物は、次のとおりとする。なお、本ガイドラインでいう木材には、竹由来のものを含む。

(1) 間伐材等由来の木質バイオマス

間伐材等由来の木質バイオマスとは、次のいずれかに由来するバイオマスをいう。

① 間伐材

森林の健全な育成のため、うっ閉し立木間の競争が生じ始めた森林において、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度から起算しておおむね5年後において再びうっ閉することが確実であると認められる範囲内で行われる伐採により発生する木材を間伐材といい、除伐(うっ閉する前の森林において目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るために行う伐採をいう。)によるものを含む。

② ①以外の方法により伐採された木材

①以外の方法により次のいずれかの森林(伐採後の土地が引き続き森林であるものに限る。)から、アからウまでに規定する法令に基づき策定された施業規範等に従い、伐採、生産される木材をいう。

ア 森林法(昭和26年法律第249号)第11条第5項の認定を受けた森林経営計画の対象森林

イ 森林法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び同法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林(以下「保安林等」という。)

ウ 国有林野管理経営規程(平成11年農林水産省訓令第2号)第12条第1項の国有林野施業実施計画及び公有林野等官行造林法施行手続(昭和30年農林省訓令第11号)第6条第1項の公有林野等官行造林地施業計画の対象森林

(2) 一般木質バイオマス

一般木質バイオマスとは、間伐材等由来の木質バイオマス及び建設資材廃棄物以外の木質バイオマスであって、次の木材等に由来するバイオマスをいう。

① 製材等残材

木材の加工時等に発生する、端材、おがくず、樹皮等の残材

② その他由来の証明が可能な木材

製材等残材以外の木材であって、由来の証明が可能なもの

(3) 建設資材廃棄物

建設資材廃棄物とは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第2条第2項に規定する建設資材廃棄物をいう。

3 間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの証明

間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの証明は、当該バイオマスの伐採を行う者又は加工・流通を行う者（以下「取扱者」という。）が、次の流通工程の関係事業者に対して、その納入する木質バイオマスが間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明されたものであり、かつ、分別管理されていることを証明する書類（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下「証明書」という。）を交付することとし、交付を受けた証明書と交付する証明書相互間を連鎖させることにより行う。

なお、販売先に対して交付した証明書の写し、仕入先から交付された証明書その他の関係書類は少なくとも5年間保管することとし、その証明の根拠について、販売先等から求められた場合は、関係書類等を提示できるようにしておく必要がある。

(1) 間伐材等由来の木質バイオマスの証明

① 証明を要する場面

FIT・FIP制度において、間伐材等由来の木質バイオマスを発電に利用する場合は、当該バイオマスについて、伐採段階及び加工・流通段階で以下の証明を必要とする。

ア 伐採段階

伐採を行う者は、間伐材等由来の木質バイオマスの販売先に対し、販売する木質バイオマスが全て間伐材等由来の木質バイオマスであることを証明する証明書を交付する必要がある。

また、間伐材等由来の木質バイオマス及びそれ以外に由来するバイオマスの両方を取り扱う者は、上記の証明にあたって、両者を分別管理するとともに、これが確実に行われていることも明らかにする必要がある。

イ 加工・流通段階

アの証明書を交付された間伐材等由来の木質バイオマスの加工・流通を行う者は、自らが加工・流通する全過程を通じて、間伐材等由来の木質バイオマスであることが証明されたものと、それ以外に由来するバイオマスとを分別管理するとともに、販売先に対して、販売する木材等が間伐材等由来の木質バイオマスであることを証明する証明書を交付する必要がある。

② 証明書の記載事項等

①の各段階で交付する証明書には、次に掲げる事項を記載する。

ア 販売する木材が間伐材等由来の木質バイオマスである旨

イ 当該木材の販売先、主な樹種、数量等基礎的な情報

ウ 証明書の発行者

なお、①アの伐採段階における証明書には、分別管理が行われている旨、伐採箇所等についても記載するとともに、当該木材が2（1）に該当することを示す別表第1表の書類の写しを添付することが必要である。

表示方法等の例は、別紙1のとおりとする。

また、証明書は、これらの事項を納品書等に記載すること又はこれらの事項が記載されている既存の書類の写しを納品書等に添付することをもって代えることができる。

（2）一般木質バイオマスの証明

① 証明を要する場面

FIT・FIP制度において、一般木質バイオマスを発電に利用する場合は、当該バイオマスについて、伐採段階、輸入段階、製材等の段階及び加工・

流通段階で以下の証明を必要とする。

ア 伐採段階

国内で伐採を行う者は、一般木質バイオマスの販売先に対し、販売する木質バイオマスが全て一般木質バイオマス由来の木質バイオマスであることを証明する証明書を交付する必要がある。

また、一般木質バイオマス及びそれ以外に由来するバイオマスの両方を取り扱う者は、上記の証明にあたって、両者を分別管理するとともに、これが確実に行われていることも明らかにする必要がある。

イ 輸入段階

輸入を行う者は、一般木質バイオマスの販売先に対し、販売する木質バイオマスが全て一般木質バイオマス由来の木質バイオマスであることを証明する証明書を交付する必要がある。

また、一般木質バイオマス及びそれ以外に由来するバイオマスの両方を取り扱う者は、上記の証明にあたって、両者を分別管理するとともに、これが確実に行われていることも明らかにする必要がある。

ウ 製材等の段階

国内の製材工場等は、(1) ①ア又は(2) ①ア若しくはイの証明書(加工・流通段階の後に製材等の段階にある場合にあっては、(1) ①イ又は(2) ②エの証明書)を交付された原木等を加工し製材等残材が生じる全過程、また製材工場等自らが製材等残材よりチップを製造する場合はこれも含めた全過程を通じて、原木が全て間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明される製材等残材と、それら以外のバイオマスが混じらないよう分別管理するとともに、販売先に対して、販売する木質バイオマスが一般木質バイオマスであることを証明する証明書を交付する必要がある。

エ 加工・流通段階

証明書を交付された一般木質バイオマスの加工・流通を行う者は、自らが加工・流通する全過程を通じて、一般木質バイオマスであることが証明されたものと、それ以外に由来するバイオマスとを分別管理するとともに、販売先に対して、販売する木質バイオマスが一般木質バイオマスであることを証明する証明書を交付する必要がある。

② 証明書の記載事項等

①の各段階で交付する証明書には、次に掲げる事項を記載する。

ア 販売する木材が一般木質バイオマスである旨

イ 当該木材の販売先、主な樹種、数量等基礎的な情報

ウ 証明書の発行者

なお、①アの伐採段階における証明書には、分別管理が行われている旨及び伐採箇所等について記載するとともに、当該木材が2（2）②に該当することを示す別表第2表の書類の写しを添付すること、①イの輸入段階及びこれ以降の各段階（製材等の段階を経るものは除く）における証明書には、当該木材が2（2）②に該当し持続可能性（合法性）が証明されたものであることを示す別表第3表の書類の写しを添付すること、また、①ウの製材等の段階における証明書には、全て間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明されたものを用いている旨を記載することが必要である。

表示方法等の例は、別紙2のとおりとする。

証明書については、これらの事項を納品書等に記載すること又はこれらの事項が記載されている既存の書類の写しを納品書等に添付することをもって代えることができる。

（3）適正な運用の在り方

① 自主行動規範の策定

森林・林業・木材産業関係団体及び発電の燃料として木質バイオマスを供給する事業者の団体等（以下「団体等」という）は、発電事業者の判断に必要な情報を提供する観点から、証明のなされた間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの分別管理や書類管理の方針についての自主行動規範を策定する。ただし、森林所有者（森林所有者であって、木質バイオマスの伐採、加工・流通を業として営まないものに限る。）及び（2）①イ（イ）の伐採造林届等を必要としない木材等の所有者（当該木質バイオマスの発生段階の所有者に限る。）については、この限りでない。

自主行動規範においては、間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスの供給に取り組む団体等の構成員について、その取組が適切である旨の認定等を行う仕組み（例えば、分別管理体制や文書管理体制の審査・認定、実績の報告・公表、立入検査、認定の取消等）を定め、公表することとする。自主行動規範の例は、別紙3のとおりとする。

各取扱者が交付する間伐材等由来の木質バイオマスの証明書及び一般

木質バイオマスの証明書には、当該取扱者が団体等の評価・認定を受けていることを特定できる情報（認定番号等）を記載することとする。

なお、団体等の構成員ではない企業等が、独自に自主行動規範を定めこれに基づき証明を行う場合には、団体等による立ち入り検査等に代わり、第三者の監査を受けるなど、団体等の認定を得て事業者が行う証明方法と同等のレベルで信頼性が確保されるよう取り組む必要がある。

② 分別管理

FIT・FIP 制度においては、発電燃料として使用するバイオマス発電のバイオマス比率を正確に算定できる管理体制を整備する必要がある。このため、木材の伐採から、木質チップ等に加工されて発電施設での利用に至るまで、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びその他のバイオマスがそれぞれ混じらないよう管理を行う必要がある。

ただし、特定の木質チップ等のロットについて、間伐材等由来の木質バイオマスに係る証明書又は一般木質バイオマスに係る証明書等によりこれらの比率が証明され、かつ、他と混じらずに、全て一つの発電施設に出荷されることが明らかである等、発電施設におけるバイオマス比率を正確に算定できる場合にあっては、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びその他の木質バイオマスを、混合して取り扱うこととして差し支えない。

（４）留意事項

木質バイオマス発電の燃料として供給される間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの証明にあたっては、これら木質バイオマスが、木材の品質及び集材コスト等の面から、従来であれば林内に放置等されていたものであること、既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮していく必要があること等に十分留意することとする。

また、本ガイドラインに基づく由来の証明の実施状況について、林野庁等が行う現地調査等への協力を努めるものとする。

4 ライフサイクル GHG に関する情報の収集・管理・伝達

（１）ライフサイクル GHG 基準の概要

FIT・FIP 制度においては、バイオマスの生産から発電利用されるまでに排出される温室効果ガスの総排出量（以下「ライフサイクル GHG」とい

う。)を抑制するため、令和4年度以降にFIT・FIP認定された1,000kW以上の発電案件のライフサイクルGHGについて、化石燃料による火力発電のライフサイクルGHGに対して、令和11年度までは50%減、令和12年度に70%減を達成することとされている。

また、ライフサイクルGHGの算定に当たっては、資源エネルギー庁が別に指定する、バイオマスの収集や輸送、加工、発電等の工程ごとの既定値を利用できることとされているが、この場合、発電事業者は、既定値の選択のため、原料やその輸送距離、加工方法等に関する情報(以下「GHG関連情報」という。)を、燃料の調達先の事業者から伝達される必要がある。

これに関し、国内木質バイオマスに係るGHG関連情報を発電事業者に的確に伝えるために、素材生産事業者やチップ製造事業者等、燃料の供給に関わる事業者が取り組むべき事項等は以下のとおりとする。

(2) 本ガイドラインに沿ってGHG関連情報の収集・管理・伝達に取り組む必要がある者

令和4年度以降にFIT・FIP認定された1,000kW以上の案件(新規認定のほか、燃料計画の変更認定を受けるものを含む。以下「GHG基準適用案件」という。)に対して、国内木質バイオマスを供給する素材生産事業者、チップ製造事業者等。ただし、当該案件の発電事業者がライフサイクルGHGの算定において既定値を利用しない又はライフサイクルGHGの確認に第三者認証を利用する場合を除く。

(3) GHG関連情報の収集・管理・伝達の方法

(2)に該当する事業者は、GHG基準適用案件に供給する国内木質バイオマスについて、以下ア～エに沿ってGHG関連情報を収集・管理・伝達する。

ア 原料等の入荷がある場合は、入荷時にGHG関連情報の有無を確認し、GHG関連情報がある場合は、(4)に定める認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。

イ GHG関連情報がある場合は、当該情報の内容(原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等)に応じた分別管理等により、入荷から出荷までGHG関連情報を適切に管理する。

ウ 出荷する木質バイオマスに係るGHG関連情報を整理し、書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を含む。)により伝達する(「3 間伐材

等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの証明」の証明書と同時に伝達することを原則とする）。

エ 入出荷及び在庫に係る GHG 関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を 5 年間保存する。

また、事業者は、GHG 関連情報管理等責任者を選任するとともに、GHG 関連情報の管理等に関する方針を定める。

(4) 認定団体による審査・認定、公表

各事業者が GHG の情報を適切に収集・管理・伝達できることについての信頼性を確保するため、由来証明のための団体認定の仕組みを活用する。

具体的には、事業者が GHG 関連情報を適切に収集・管理・伝達できることについて、業界団体等が認定団体として審査・認定する（団体は、自主的行動規範及び事業者認定実施要領を GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る審査・認定に対応するよう改定する）。

事業者は、原則として、業界団体等から GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた上で、GHG 関連情報を納入先に伝達する。その際、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けたことが分かる認定番号を証明書等に記載する。

認定団体は、認定事業者の GHG 関連情報付きで木質バイオマスを供給した実績を取りまとめ、公表する。

(5) 留意事項

本ガイドラインに基づく GHG 関連情報の管理等の実施状況について、林野庁等が行う現地調査等への協力を努めるものとする。

別表

第1表 間伐材等由来のバイオマスであることを証明するために添付を要する書類

- (ア) 伐採造林届出書及び適合通知書(間伐であることを示すものに限る。)
- (イ) 森林経営計画認定書
- (ウ) 保安林における届出書及び伐採許可書
- (エ) 森林管理署等と素材生産事業者の売買契約書
- (オ) その他これに準ずる書類

注：除伐等森林法の手続きを要さない伐採であって、上記に該当する書類がない場合は、その旨を証明書に記載すること。

第2表 由来証明が可能な一般木質バイオマスであることを証明するために添付を要する書類

- (1) 国内森林を伐採する場合
 - (ア) 伐採造林届出書及び適合通知書
 - (イ) 林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく合法木材である旨の証明書
 - (ウ) その他これに準ずる書類

注：森林法の手続きを要さない森林の伐採であって、上記に該当する書類がない場合は、その旨を証明書に記載すること。

- (2) 国内で屋敷林など法令による伐採に係る手続が不要の立木、果樹等の剪定枝、ダム流木等を伐採する場合

(1) (ア) から (ウ) に準ずる書類がない場合は添付が必要な書類の写しはないが、伐採を行う者又はそれらの木材等の所有者自らが当該木材等の由来に関する情報(所有者名、住所、樹種、数量)、当該木材に建設資材廃棄物が混入していないこと、法規制が無く適切に伐採した場合はその旨を証明書に記載すること。

なお、森林外の木材のみを伐採し一般木質バイオマスとして販売する事業のみを行う事業者においては事業者認定を受けていなくても差し支えない。

第3表 輸入段階における持続可能性（合法性）を証明するために添付を要する書類

(1) 森林認証制度に基づき由来を証明する場合

持続可能性（合法性）に関する以下の項目について確認を行っている、

①～④の森林認証制度で認められた木材である旨を示す書類。

- ・ 土地利用への配慮
- ・ 温室効果ガス等の排出・汚染削減
- ・ 生物多様性の保全
- ・ 土地使用権の確保
- ・ 児童労働・強制労働の排除
- ・ 業務上の健康安全の確保
- ・ 労働者の団結権及び団体交渉権の確保
- ・ 法令遵守（日本国内以外）
- ・ 情報公開
- ・ 認証の更新・取消
- ・ サプライチェーン上の分別管理の担保
- ・ 認証における第三者性の担保

① FSC (Forest Stewardship Council)

② GGL Documents for supplying to the Japanese market
(Green Gold Label)

③ PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification Scheme)

④ SBP Instruction Document Japan (Sustainable Biomass Program)

(2) 個別企業等の独自の取組により由来を証明する場合

森林の伐採段階から納入段階等に至るまでの流通経路等を把握するために持続可能性（合法性）に関する以下の項目について輸入を行う者自らが確認を行ったことを証明書に記載すること。なお、当該証明書の発行に際しては、確認内容について第三者の監査を受け、その旨を輸入を行う者が公表することとする。

- ・ 土地利用への配慮
- ・ 温室効果ガス等の排出・汚染削減
- ・ 生物多様性の保全

- ・ 土地使用权の確保
- ・ 児童労働・強制労働の排除
- ・ 業務上の健康安全の確保
- ・ 労働者の団結権及び団体交渉権の確保
- ・ 法令遵守（日本国内以外）
- ・ サプライチェーン上の分別管理の担保

別紙 1 間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の記載事項例

例 1-1 伐採段階（民有林からの出材）の場合

番 号
令和 年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明書

〇 〇（販売先） 殿

〇〇素材生産事業者
認 定 番 号

下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 物件（森林）所在地
2. 樹種
3. 数量
4. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）

（1）原料区分

- 林地残材等
- その他伐採木

（2）原料輸送区分

- トラック最大積載量： 1t車以上 2t車以上 4t車以上
 10t車以上 20t車以上
- 輸送距離： 10km以下 20km以下 30km以下 40km以下 50km以下
 100km以下 150km以下 200km以下 300km以下

※ 伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の関連書類の写しを添付。

また、森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等に代わり、森林経営計画の認定に係る情報を記載するとともに認定書の写しを添付。

ただし、本ガイドライン2（1）①の除伐により生じた木質バイオマスにあつては、地方公共団体が独自に行う証明制度等に基づいた証明書（所有者名、住所、樹種、法規制がなく適切に伐採した場合はその旨等を記載）がある場合は添付。

GHG関連情報（2）原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、250km以下、350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「 0km」）が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

注 本様式の証明書の作成に代え、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の写しに必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

GHG 関連情報（1）原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採齢 20 年以下の主伐の場合に使用することに留意。

例 1 - 2 伐採段階（国有林からの出材）の場合

番 号
令和 年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明書

○ ○ 殿
(販売先)

○○素材生産事業者
認 定 番 号

下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 物件（森林）所在地（林班名など）
2. 樹種
3. 数量
4. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）

(1) 原料区分

- 林地残材等
- その他伐採木

(2) 原料輸送区分

- トラック最大積載量： 1t車以上 2t車以上 4t車以上
 10t車以上 20t車以上
- 輸送距離： 10km以下 20km以下 30km以下 40km以下 50km以下
 100km以下 150km以下 200km以下 300km以下

※ 森林管理署等と○○素材生産事業者の売買契約書の写しを添付。

森林所在地には、森林管理署名・林班名等を記載。

GHG関連情報（2）原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、 250km以下、 350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「[] 0km」）が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

注 本様式の証明書の作成に代え、売買契約書の写しに必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

GHG 関連情報（1）原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採齢 20 年以下の主伐の場合に使用することに留意。

例 2 - 1 加工・流通段階の場合

番 号
令和 年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明書

○ ○ 殿
(販売先)

○○チップ製造事業者
認 定 番 号

下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 樹種
2. 数量
3. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）

(1) 原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

(2) 加工区分

- チップ加工
- ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）
- ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）

(3) 製品輸送区分

- トラック最大積載量：1t車以上 2t車以上 4t車以上
10t車以上 20t車以上

輸送距離： 10km以下 20km以下 30km以下 40km以下 50km以下
100km以下 150km以下 200km以下 300km以下

※ GHG関連情報（3）製品輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、250km以下、350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「[] 0km」）が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

注 なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（間伐材等由来の木質バイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能。

例 2 - 2 加工・流通段階（納品書を活用した証明書）の場合

番 号
令和 年 月 日

納品書（出荷伝票）

○ ○ 殿
（販売先）

○○チップ製造事業者
認 定 番 号

発地（出荷場所）○○チップ製造事業者 ○○工場

着地（納入場所）(株)○○○ ○○○発電所

樹種	品等	寸法	数量	材積	単価	金額	備考

※ 上記の製品は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

（GHG関連情報を記載する場合は、例 2 - 1 と同様の内容を記載する。）

別紙2 一般木質バイオマスの証明書に記載事項例
例1-1 森林からの伐採段階の場合

番 号
令和 年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明書

○ ○ 殿
(販売先)

○○素材生産事業者
認 定 番 号

下記の物件は、一般木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 物件（森林）所在地
2. 樹種
3. 数量
4. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）
 - (1) 原料区分
 - 林地残材等
 - その他伐採木

(2) 原料輸送区分

トラック最大積載量：1t車以上 2t車以上 4t車以上
10t車以上 20t車以上

輸送距離：10km以下 20km以下 30km以下 40km以下 50km以下
100km以下 150km以下 200km以下 300km以下

※ 伐採及び伐採後の造林届出書等の関連書類の写しを添付。

GHG関連情報（2）原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、250km以下、350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「[] 0km」）が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

注 本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書や「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明書に必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

GHG 関連情報（1）原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採齢 20 年以下の主伐の場合に使用することに留意。

GHG関連情報（２）原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、250km以下、350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「 0km」）が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

注 GHG 関連情報（１）原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採齢 20 年以下の主伐の場合に使用することに留意。

例 2 - 1 輸入段階（森林認証制度）の場合

		番	号
		令和	年 月 日
発電用チップに係る一般木質バイオマス証明書			
○ ○ 殿			
(販売先)			
		○ ○ 輸 入 商 社	
		認 定 番 号	
下記の物件は、全て一般木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。			
記			
1. 樹種			
2. 数量			
3. クリーンウッド法関連情報			
(1) 原材料情報			
<input type="checkbox"/> クリーンウッド法に基づき全ての原材料情報を収集しました。			
<input type="checkbox"/> 一部（又は全部）の情報を収集できていません。			
(<input type="checkbox"/> 樹種 <input type="checkbox"/> 伐採地域 <input type="checkbox"/> 証明書) 。			
(2) 合法性確認結果			
<input type="checkbox"/> 上記の物件は合法性確認木材等です。			

注 森林認証制度で認められた木材である旨を示す書類を添付すること。

クリーンウッド法関連情報は、本様式の証明書とは別に伝達しても差し支えない。

例 2-2 輸入段階（個別企業等の独自の取組）の場合

番 号
令和 年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明書

○ ○ 殿
(販売先)

○ ○ 輸 入 商 社
認 定 番 号

下記の物件は、全て一般木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 樹種
2. 数量
3. 個別企業等の独自の取組による持続可能性（合法性）の確認
木材の持続可能性（合法性）に関し、以下の項目について、確認を行いました。
また、その内容について、第三者の監査を受け、公表しています。
 - ・ 土地利用への配慮
 - ・ 温室効果ガス等の排出・汚染削減
 - ・ 生物多様性の保全
 - ・ 土地使用权の確保
 - ・ 児童労働・強制労働の排除
 - ・ 業務上の健康安全の確保
 - ・ 労働者の団結権及び団体交渉権の確保
 - ・ 法令遵守（日本国内以外）
 - ・ サプライチェーン上の分別管理の担保
4. クリーンウッド法関連情報
 - (1) 原材料情報

クリーンウッド法に基づき全ての原材料情報を収集しました。

一部（又は全部）の情報を収集できていません。

（樹種 伐採地域 証明書）。

（2）合法性確認結果

上記の物件は合法性確認木材等です。

注 監査を行った法人等の名称及び公表 URL を記載することが望ましい。

クリーンウッド法関連情報は、本様式の証明書とは別に伝達しても差し支えない。

例3 製材等の段階の場合

		番	号
		令和	年 月 日
発電用チップに係る一般木質バイオマス証明書			
○ ○	殿		
(販売先)			
		製材工場等名	
		認定番号	
<p>下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスに由来するものであり、適切に分別管理されていることを証明します。</p>			
記			
1. 物件名：製材等残材			
2. 樹種			
3. 数量			
4. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）			
（1）原料区分			
<input type="checkbox"/> 製材等残材			

注 製材等残材を加工する場合は、例4-1加工流通段階の場合を使用する。

輸入木質バイオマスの場合は、クリーンウッド法に基づく合法性確認結果に係る情報も伝達すること。

例 4 - 1 加工・流通段階の場合

番 号
令和 年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明書

○ ○ 殿
(販売先)

○○チップ製造事業者
認 定 番 号

下記の物件は、全て一般木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 樹種
2. 数量
3. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）

(1) 原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

(2) 加工区分

- チップ加工
- ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）
- ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）

(3) 製品輸送区分

- トラック最大積載量：1t車以上 2t車以上 4t車以上
10t車以上 20t車以上

輸送距離： 10km以下 20km以下 30km以下 40km以下 50km以下
100km以下 150km以下 200km以下 300km以下

※ GHG関連情報（3）製品輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、250km以下、350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「[] 0km」）が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

注 なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（間伐材等由来の木質バイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能。

輸入木質バイオマスの場合は、クリーンウッド法に基づく合法性確認結果に係る情報も伝達すること。

例 4 - 2 加工・流通段階（納品書を活用した証明書）の場合

番 号
令和 年 月 日

納品書（出荷伝票）

○ ○ 殿
（販売先）

○○チップ製造事業者
認 定 番 号

発地（出荷場所）○○チップ製造事業者 ○○工場
着地（納入場所）(株)○○○ ○○○発電所

樹種	品等	寸法	数量	材積	単価	金額	備考

※ 上記の製品は、全て一般木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。
（GHG関連情報を記載する場合は、例 4 - 1 と同様の内容を記載する。）

注 輸入木質バイオマスの場合は、クリーンウッド法に基づく合法性確認結果に係る情報も伝達すること。

別紙3 自主行動規範の例

発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範

〇 〇 団 体
令和 年 月 日

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下、「再エネ特措法」という。)に基づく平成29年3月14日経済産業省告示第35号(以下「告示」という。)第6条において、再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格等が定められ、木質バイオマスについても、「森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス(輸入されたものを除く。)」(以下「間伐材等由来の木質バイオマス」という。)を電気に変換する設備、「木質バイオマス」(以下「一般木質バイオマス」という。)を電気に変換する設備、「建設資材廃棄物」を電気に変換する設備について、それぞれの区分ごとに調達価格等が定められているところである。

この区分の下では、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスについて適切な識別・証明が行われなければ、調達価格等が適正に適用されない事態も懸念される。また、木質バイオマスについては、間伐材等で未利用のものが大量に発生している一方で、既に相当部分が製材、合板、木質ボード、製紙用等に供されていることから、このような既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮していく必要がある。

このようなことを踏まえ、再エネ特措法に基づくFIT・FIP制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、発電の燃料としての間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマスが、円滑に、かつ、秩序をもって供給されることに資するよう、発電燃料となる間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びこれらを原料とするチップ等の供給者が、その証明に取り組むに当たっての自主行動規範を制定し、ここに公表する。

また、令和4年度以降のFIT・FIP認定案件(1,000kW以上)については、ライフサイクルGHGの基準が適用される場所、発電事業者によるGHGの算定に必要な情報が適切に収集・管理・伝達されるよう、国内で発生する木質バイオマスの供給者が取り組むべき事項についても併せて定めるものとする。

（間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの証明のための事業者の認定）

林野庁が策定、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に示した業界団体の評価・認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に関連して、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、〇〇団体の会員事業者の認定を行い、間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスであることが証明された、発電利用に供される木質バイオマスの供給に努めるものとする。

また、国内木質バイオマスを使用した発電案件のライフサイクル GHG の算定に必要な情報の収集・管理・伝達の取組についても、会員事業者の申請に基づき認定を行うものとする。

（情報の公開）

〇〇団体は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

（既存利用に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進）

〇〇団体は、発電利用に供される木質バイオマスの利用にあたっては、既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮しながらこれを推進することに努めるものとする。

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

〇〇団体

第一 目的

本実施要領は、〇〇団体（以下「団体」という）が平成〇年〇月〇日に作成し、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」（以下「行動規範」という。）に規定する「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

1 林野庁が平成 24 年 6 月 18 日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示された、森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

また、国内木質バイオマスに係るライフサイクル GHG 算定に必要な情報（以下、「GHG 関連情報」という。）の収集・管理・伝達を行う事業者については、本ガイドラインに基づく GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

2 認定は団体の会員を対象とし、会員でないものの認定についての事項は必要があれば別途定める。

第三 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請

認定を受けようとする事業者は、【別記 1】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を団体に提出しなければならない。

第四 審査及びその結果の通知

1 団体は、認定のため理事長が指名する審査員で構成される審査委員会を設け、審査委員会が認定の可否を決定するものとする。

2 審査委員会は、提出された「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、第五（発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件）及びガイドラインの趣旨に基づき厳正

に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。

ただし、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る初回の認定については現地審査を実施することとする。これに関し、審査の効率化等の観点から、オンライン会議システム等を活用して行うことができることとする。

3 団体は、認定に係る審査の結果を申請者に通知するものとする。

第五 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(分別管理)

- ① 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスを分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスとが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（証明書を含む。）を5年間保存することとしていること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

(GHG 関連情報の管理等)

- ⑥ 国内木質バイオマスの GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。また、責任者が選任されており、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること。

第六 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書の交付及び公表

- 1 団体は、認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、【別記2】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書」（2において「事業者認定書」という。）を交付するとともに、認定

事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号（GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者については、その旨が判別できる番号とする。）、認定年月日を当団体のホームページ等に公表するものとする。

2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

第七 証明事項の記載

1 認定事業者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの別を記載し、出荷先へ引き渡すものとする。

GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報も記載する。

2 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、【別記3】とする。

第八 取扱実績報告及び公表

1 認定事業者は、【別記4】で定める「間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱実績報告」により、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱い等に係る前年度分の実績を毎年〇月末までに、団体へ報告する。

2 団体は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立入検査

団体は、必要に応じて、認定事業者による発電利用に供する木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、団体から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど当団体に協力しなければならない。

団体は、検査において適正でない事項が認められた場合は、認定事業者に対して、期間を定めて是正を指導する。

なお、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者に対しては、認定の翌年度以降毎年度（更新の認定を行う年度を除く）、書類検査を実施することとする。

第十 認定事業者の取消し

1 団体は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を団体

のホームページ等に公表するものとする。

- ① 証明書の記載事項（GHG 関連情報を含む。）に虚偽があったとき。
- ② 認定事業者から認定の取消しの申請があったとき。
- ③ 団体が認定事業者には是正を求めた事項が解消されないとき。その他認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。

2 団体は、認定を取り消したときは、【別記5】で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十一 発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定の継続

認定の継続を希望する認定事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、【別記1ア】で定める「発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定申請書（継続）」を団体に提出しなければならない。

附則 本実施要領は、令和〇年〇月〇日から施行する。

【別記 1】 （事業者認定申請書の様式（例））

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

令和 年 月 日

〇〇団体 殿

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

貴団体の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいの
で、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、
下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合】

今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

- 1 創業年、従業員数：
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量：（別添：適宜作成）
- 3 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：（別添：適宜作成）
- 4 分別管理及び書類管理の方針（GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、「分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理の方針」）：（別添 1）
- 5 その他（注）：（別添：適宜作成）

注：その他には、資格（ISO、JAS等）を持っていれば記入してください。

【別記 1 ア】（事業者認定申請書（継続）の様式（例））

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）

令和 年 月 日

〇〇団体 殿

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

認定番号：

貴団体の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合】

今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

- 1 創業年、従業員数
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量
- 3 過去3年間の発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量
- 4 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況
- 5 分別管理及び書類管理の方針（GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、「分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理の方針」）
- 6 その他（注）

注：その他には、資格（ISO、JAS等）を持っていれば記入してください。

【別添 1】

分別管理及び書類管理方針書（例）

〇〇 事業者
令和 年 月 日作成

本方針書は、〇〇団体が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和〇年〇月〇日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・ 分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・ チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- ・ 製材品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや

標識等により明示する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

【別添 1-2】

分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理方針書（例）

〇〇 事業者

年 月 日作成

本方針書は、〇〇団体が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（〇年〇月〇日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。また、併せて、GHG 関連情報の収集・管理・伝達（以下、「GHG 関連情報の管理等」という）の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理・GHG 関連情報管理等責任者）

- ・分別管理、GHG 関連情報の管理等を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理・GHG 関連情報管理等責任者として定める。
- ・分別管理・GHG 関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG 関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- ・製材品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質

バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(GHG 関連情報の管理等の実施)

- ・原料等の入荷がある場合は、入荷時に GHG 関連情報の有無を確認し、GHG 関連情報がある場合は、(4) に定める認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
- ・GHG 関連情報がある場合は、当該情報の内容(原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等)に応じた分別管理等により、入荷から出荷まで GHG 関連情報を適切に管理する。
- ・出荷する木質バイオマスに係る GHG 関連情報を整理し、納入ごとに書面(電子媒体も可)により伝達する(由来証明と同時に伝達することを原則とする)。
- ・入出荷及び在庫に係る GHG 関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を5年間保存する。

(書類管理)

- ・分別管理・GHG 関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告(GHG 関連情報を伴うものの数量を含む。)として取りまとめる。
- ・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報(GHG 関連情報を伴うものの情報を含む。)が把握できるように管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

【別記2】（事業者認定書の様式（例））

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書

令和 年 月 日

殿

〇 〇 団 体

令和 年 月 日付けで申請のありました発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請について、〇〇団体の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達について認定する場合】

今回の認定には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

団体認定番号 :

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

認定の有効期間: 令和 年 月 日～令和 年 月 日

(注) 申請内容に変更があった場合は届け出てください。

【別記3】（間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの証明書の様式(例) ※流通・加工段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の場合)

番 号
令和 年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明

○ ○ 殿
(販売先)

○○チップ製造事業者

認 定 番 号

下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 樹種
2. 数量
3. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）
 - (1) 原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

(2) 加工区分

- チップ加工
- ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）
- ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）

(3) 製品輸送区分

トラック最大積載量：1t車以上 2t車以上 4t車以上
10t車以上 20t車以上

輸送距離：10km以下 20km以下 30km以下 40km以下 50km以下
100km以下 150km以下 200km以下 300km以下

※ GHG関連情報（3）製品輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、250km以下、350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「 0km」）が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

注 なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（間伐材等由来のバイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。

【別記4】（間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告の様式（例））

令和 年 月 日

〇〇団体 殿

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

団体認定番号：

間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八の規定に基づき、下記のとおり間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

1. 期間	令和 年 4月 1日～ 令和 年 3月31日
2. 木材の取扱量（総数）	原木（原料）入荷量 m3 チップ等出荷量 m3
3. 2. のうち、間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの	原木（原料）入荷量 m3 チップ等出荷量 m3
うち、GHG関連情報を伴うもの	原木（原料）入荷量 m3 チップ等出荷量 m3
4. 2. のうち、一般木質バイオマスであると証明されたもの	原木（原料）入荷量 m3 チップ等出荷量 m3
うち、GHG関連情報を伴うもの	原木（原料）入荷量 m3 チップ等出荷量 m3

【別記5】（認定取消通知書の様式（例））

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定取消通知書

令和 年 月 日

殿

〇〇団体

貴事業者については、令和 年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定要領第十の規定に基づき、〇年〇月〇日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 団体認定番号 :
- 2 事業者の名称 :
- 3 代表者の氏名 :
- 4 事業者の所在地 :
- 5 取消の理由